

ひとり親家庭等養育費確保支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）および児童家庭課所管補助金等交付要綱（昭和46年4月1日決定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 離婚後のひとり親家庭におけるこどもの健やかな成長・発達に必要な養育費の確保を支援するため、養育費確保にかかる法的手続き等に要する費用を負担するひとり親家庭等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、申請時において福井県内に居住するひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のいない者で現に児童を扶養している者をいう。）が負担する次に掲げる経費とする。

- (1) 離婚後における養育費請求調停（養育費増額請求調停を含む。）の申立に要する経費（当該申立を行うため、弁護士と委任契約を締結したものの、結果として調停が成立しなかった場合の経費を含む。）
- (2) 未払いの養育費に係る強制執行の申立に係る経費

(補助対象者、補助対象経費および補助金額)

第4条 補助対象者、補助対象経費および補助金額については、別表1または別表2に定めるところとする。

(交付申請)

第5条 補助の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給申請書（様式第1号）に、別表1または別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項に掲げる交付申請書は、別表1または別表2に掲げる期日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(補助金の交付)

第6条 申請者は、前項の規定による交付決定通知後、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 県は、申請者から請求書が提出された後、添付書類に記載された口座に補助金を振り込み、支給するものとする。

(実績報告)

第7条 本補助金の実績報告書および添付書類は、本補助金の交付申請をもって代えるものとする。

(養育費受給状況報告書)

第8条 本補助金の交付を受けた者は、交付決定日の属する年度の3月末日までおよび交付決定日の属する年度の翌年度3月末日までに、養育費受給状況報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(支給申請の取下げ)

第9条 申請者は、当該交付決定を受けた内容に変更があったこと等により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、「ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給申請取下書」(様式第4号)により、知事に提出しなければならない。

2 申請の取下げがあったとき、既に交付決定が行われていたときは、従前の補助金交付の決定はその効力を失う。

(補助金の返還)

第10条 申請者は、知事が補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(2) 前号のほか、交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を知事より求められた者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助区分	養育費請求調停(養育費増額請求調停を含む。)申立て等をする場合に要する費用の補助
補助対象者	<p>福井県内に居住し、次の要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 養育費請求調停申立てを行い、それに要する経費を負担する者(当該申立を行うため、弁護士と委任契約を締結したものの、結果として調停が成立しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者。</p> <p>(3) 過去に同補助金の支給を受けていない者。</p> <p>※法テラス(日本司法センター)の無料法律相談を優先的に利用すること</p>
補助対象経費	養育費請求調停申立に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代、並びに弁護士等委任費用。調停で解決せず審判へ移行した場合に係る費用(上記同様の費用)
補助金額	補助対象経費の合計額の全額とする。ただし、その額が 30 万円を超える場合は、30 万円とする。
申請書に添付する書類	<p>(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は戸籍抄本(申請日から 6 カ月以内に発行されたもの)</p> <p>(2) 申請者の現住所が確認できる書類(住民票の写し(個人番号の記載のないもの)、運転免許証など)</p> <p>(3) 対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。)</p> <p>(4) 裁判所が受理した申立て書類一式の写し</p> <p>(5) 弁護士等委任契約に係る契約書の写し(該当する場合のみ)</p> <p>(6) 法テラスを利用したことが確認できる資料</p> <p>(7) 支払先の指定口座「通帳」の写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し)</p> <p>(8) その他、知事が必要と認めるもの</p>
交付申請期日	当該養育費請求調停の事件が終結した日の翌日、または、弁護士等委任契約終了日のいずれか遅い日の翌日から起算して 1 年以内(法テラスを利用した場合で、支払いの猶予を受けていた場合は立替金を完済した日から 1 年以内)

別表2（第4条関係）

補助区分	未払い養育費に係る強制執行申立てをする場合に要する費用の補助
補助対象者	<p>福井県内に居住し、次の補助要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1) 未払い養育費に係る強制執行申立を行い、それに要する費用を負担する者。</p> <p>(2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者（法定養育費の養育費請求の申立ての場合は債務名義を有しない）</p> <p>(3) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養する者。</p> <p>(4) 過去に同補助金の支給を受けていない者。</p> <p>※法テラス（日本司法センター）の無料法律相談を優先的に利用すること</p>
補助対象経費	強制執行申立に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代、並びに弁護士等委任費用。
補助金額	補助対象経費の合計額の全額とする。ただし、その額が30万円を超える場合は、30万円とする。
申請書に添付する書類	<p>(1) 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（申請日から6カ月以内に発行されたもの）</p> <p>(2) 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、運転免許証など）</p> <p>(3) 対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの（申請者本人が負担するものに限る。）</p> <p>(4) 裁判所が受理した申立て書類一式の写し</p> <p>(5) 公正証書（私文書含む）、調停調書、審判書、確定判決等の養育費の取決めを交わした文書の写し</p> <p>(6) 弁護士等委任契約に係る契約書の写し（該当する場合のみ）</p> <p>(7) 法テラスを利用したことが確認できる資料</p> <p>(8) 支払先の指定口座「通帳」の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し）</p> <p>(9) その他、知事が必要と認めるもの</p>
交付申請期日	当該未払いの養育費にかかる強制執行が終了した日の翌日、または、弁護士等委任契約終了日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年以内（法テラスを利用した場合で、支払いの猶予を受けていた場合は立替金を完済した日から1年以内）

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所
氏 名

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金 交付請求書

令和 年 月 日付け福井県指令児第 号で交付決定の通知があったみだしの補助金
円を交付されるよう請求します。

振込口座

〇〇銀行 〇〇支店

普通・当座 〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 〇〇 〇〇

発行責任者および担当者 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所
氏 名

養育費受給状況報告書

以下のとおり、養育費の受給状況を報告します。

1 養育費を受け取った者

氏名： (申請者本人 ・ 児童)

2 養育費を支払った者

氏名：

3 補助金の交付決定年月日

年 月 日

4 養育費として受け取った額

(年 月 から 年 月 まで)

受取年月日	養育費受取額		
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円
年 月	円	年 月	円

※補助金の交付決定日の属する年度の3月末日までと、交付決定日の属する年度の翌年度3月末日までの2回提出すること。

様式第4号（第9条関係）

令和 年 月 日

福井県知事 様

住 所
氏 名

ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け福井県指令児第 号で交付決定のあったひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金の交付については、補助金実施要綱第8条の規定により、申請を取り下げます。

記

取下げの理由